

# —給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント—

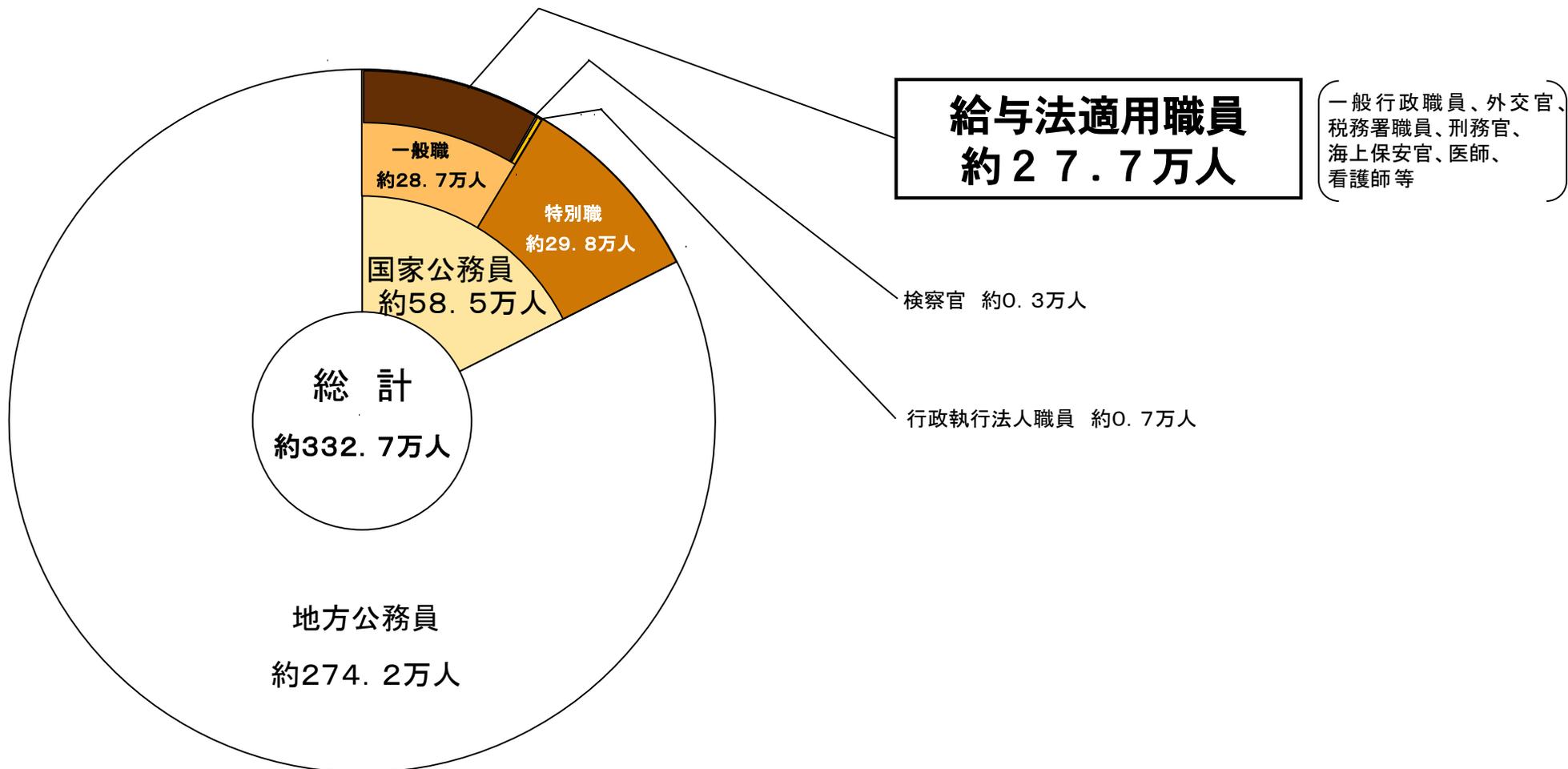
令和元年 8 月  
人 事 院

# 目次

①	給与勧告の対象職員	1
②	給与勧告の手順	2
③	民間給与との比較	3
④	民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	4
⑤	民間給与との較差に基づく給与改定	5
⑥	本年の勧告のポイント	6
⑦	国家公務員モデル給与例	7
⑧	給与勧告の実施状況(行政職(一)関係)	8

# ① 給与勧告の対象職員

公務員には、国家公務員約58.5万人と、地方公務員約274.2万人がいます。このうち、人事院の給与勧告の対象となるのは、「一般職の職員の給与に関する法律（給与法）」の適用を受ける一般職の国家公務員約27.7万人です。



(注) 1 国家公務員の数はい令和元年度末予算定員等による。

2 地方公務員の数はい総務省「平成30年地方公務員給与実態調査」に基づいて推計したものである。

## ② 給与勧告の手順

人事院では、国家公務員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に国家公務員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

### 国家公務員給与の調査

個人別調査

#### 4月分給与

約25万人  
（新規採用者等を除く）  
全員を対象

各地域において有識者、  
中小企業経営者等と意見交換

各府省、職員団体等  
の要望・意見を聴取

### 国家公務員（行一）と民間の月例給を比較

役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を比較  
（ラスパイレス方式）

情勢適応の原則  
（民間準拠）

水準の改定、俸給制度・諸手当制度の見直し

人事院勧告・報告

国会

（給与法の改正）

法案提出

内閣

勧告の取扱い  
決定

### 民間給与の調査

企業規模50人以上かつ  
事業所規模50人以上の  
事業所を实地調査

母集団事業所  
約58,800事業所のうち、  
約12,500事業所を調査

従業員別調査

#### 4月分給与

約55万人を対象

事業所別調査

給与改定や  
諸手当の支給状況

#### ボーナス

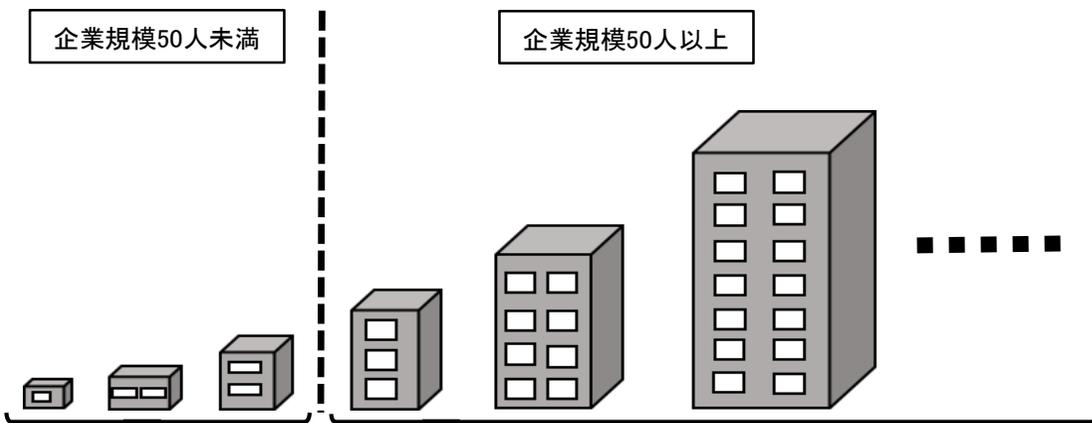
（前年8月から当年7月まで）

国家公務員の特別給の支給月数と  
民間の特別給の支給割合を比較

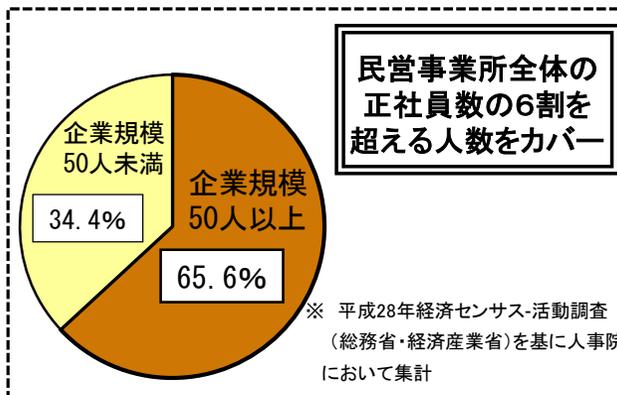
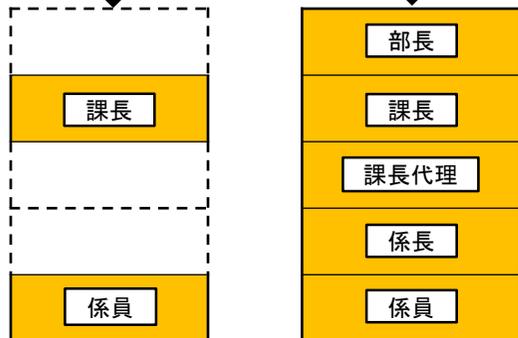
### ③ 民間給与との比較

#### 調査対象

- 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、課長・係長等の役職段階があることから、同種・同等の者同士による比較が可能
- 現行の調査対象であれば、実地による精緻な調査が可能



(役職段階の例)



民営事業所全体の正社員数の6割を超える人数をカバー

#### 比較方法

- 民間給与との比較は、主な給与決定要素を同じくする者同士で比較する必要
- ※ 国家公務員の人員数のウエイトを用いたラスパイレス比較

<主な給与決定要素>

役職段階

(部長、課長、係長、係員等)

勤務地域

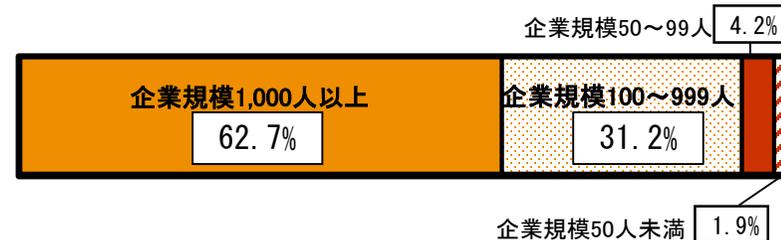
(地域手当1級地(東京23区)~7級地、地域手当非支給地)

年齢

学歴

※ 詳細は④ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)を参照

(参考) 国家公務員の内定者が内定を得た民間企業の規模

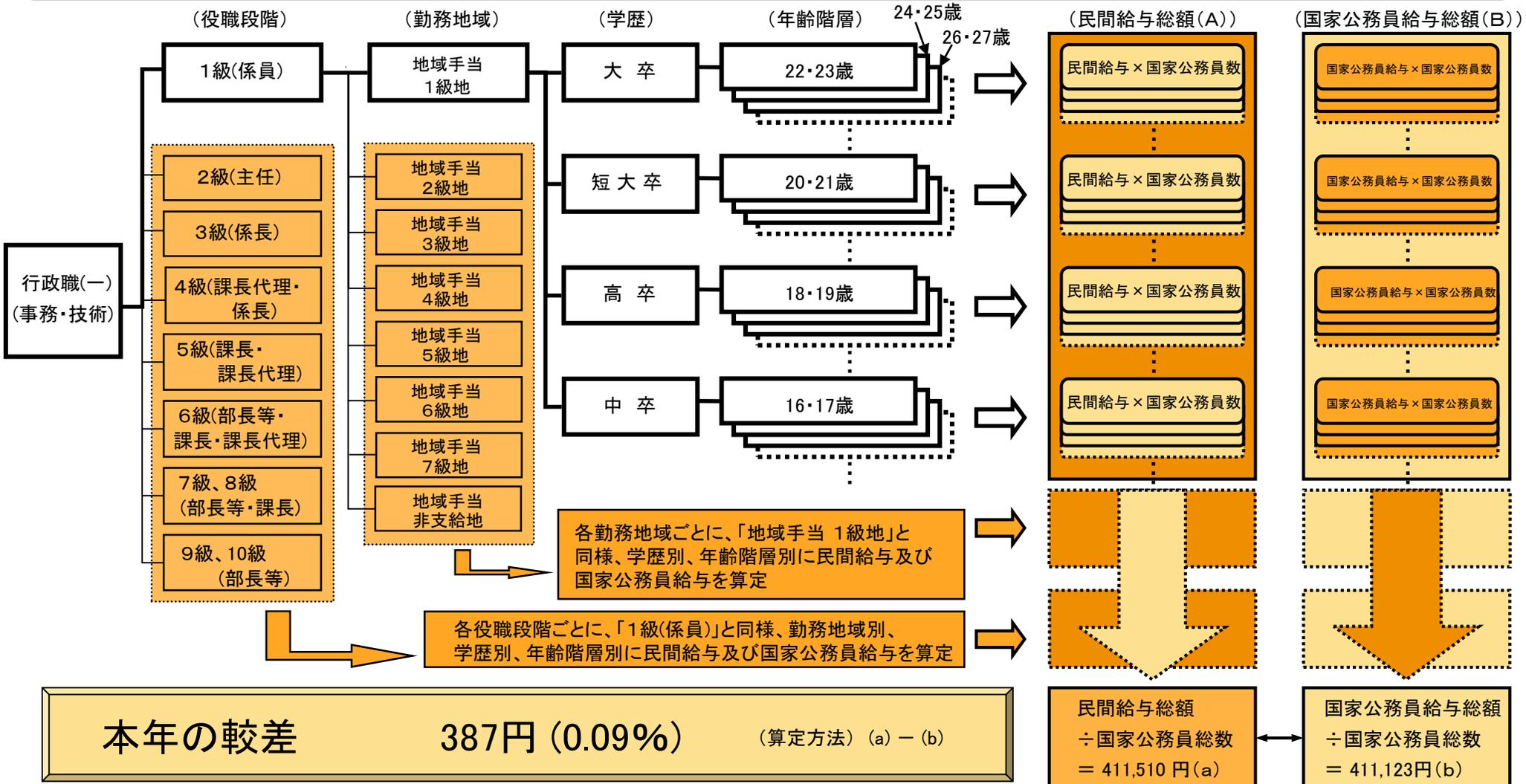


※ 平成27年度の総合職試験及び一般職試験(大卒)の内定者を対象[人事院調査]

## ④ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の国家公務員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層別の国家公務員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに国家公務員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

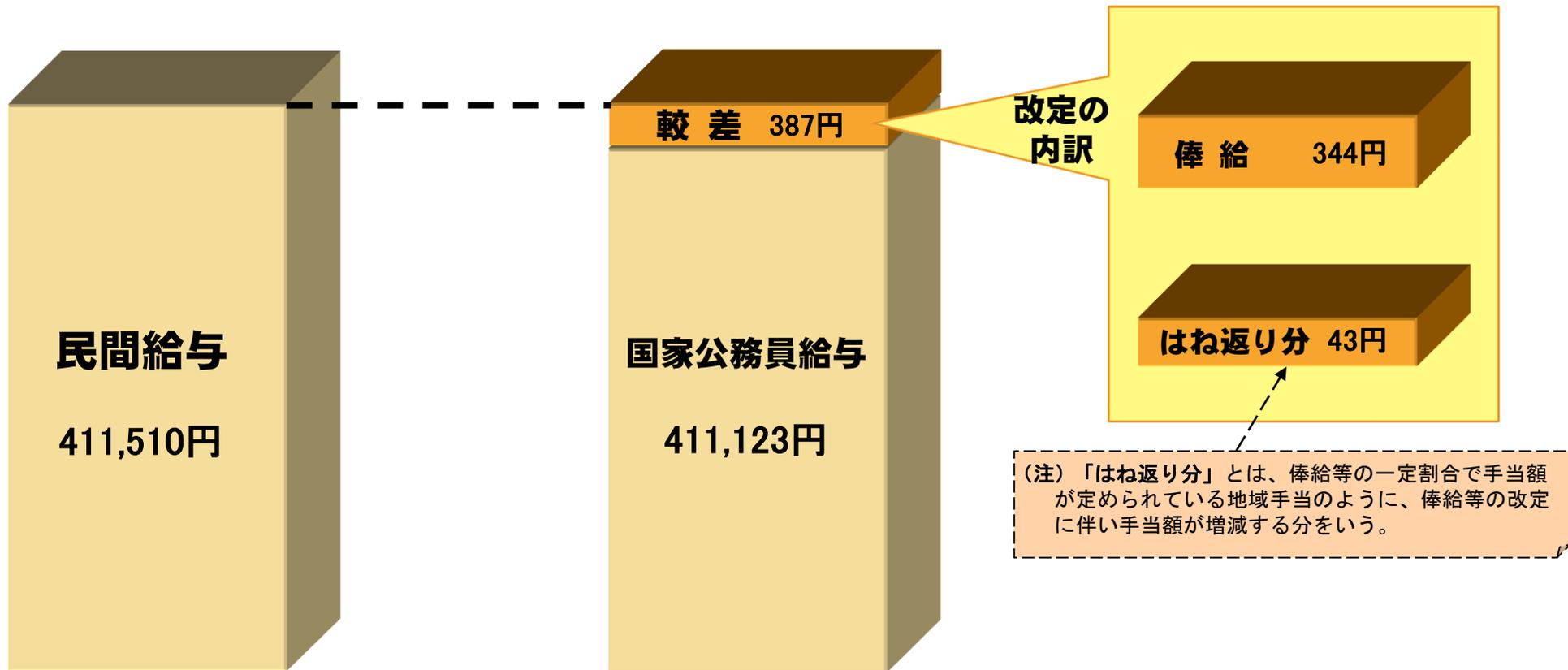


(注1) 平成31年国家公務員給与等実態調査の結果を基に算出

(注2) 2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

## ⑤ 民間給与との較差に基づく給与改定

本年の民間給与との較差 387円 (0.09%) を解消するため、以下のとおり俸給の改定を行うこととしました。



## ⑥ 本年の勧告のポイント

### 月例給、ボーナスともに引上げ

(1 : 平成31年4月1日から実施、2 : 法律の公布日から実施、3 : 令和2年4月1日から実施)

- 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

#### 1 俸給表

##### (1) 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を1,500円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定(平均改定率0.1%)

##### (2) その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

#### 2 期末手当・勤勉手当

- ・民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.50月に改定(現行4.45月)
- ・民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

#### 3 住居手当

- ・公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ(12,000円→16,000円)
  - ・民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、手当額の上限を引上げ(27,000円→28,000円)
- ※ 手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

※ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 411,510円 年間給与 6,800,000円 (勧告前との差 月額 : 387円 年間給与 : 27,000円)

## ⑦ 国家公務員モデル給与例

職務段階	年齢	勧告前		勧告後		年間給与額の差
		月額	年間給与	月額	年間給与	
係員	18歳 (一般職試験(高卒)初任給)	円 148,600	円 2,436,000	円 150,600	円 2,476,000	円 40,000
	22歳 (一般職試験(大卒)初任給)	180,700	2,962,000	182,200	2,995,000	33,000
	25歳	192,400	3,153,000	193,900	3,188,000	35,000
	30歳	226,600	3,714,000	228,100	3,750,000	36,000
係長	35歳	273,100	4,536,000	273,600	4,559,000	23,000
	40歳	299,000	4,966,000	299,000	4,982,000	16,000
地方機関課長	50歳	412,900	6,725,000	412,900	6,745,000	20,000
本府省課長補佐	35歳	442,880	7,353,000	442,880	7,376,000	23,000
本府省課長	50歳	746,160	12,600,000	746,160	12,642,000	42,000
本府省局長	—	1,074,000	17,804,000	1,074,000	17,879,000	75,000
事務次官	—	1,410,000	23,374,000	1,410,000	23,473,000	99,000

(注) モデル給与例の月額及び年間給与は、俸給(行政職(一)及び指定職)、地域手当、俸給の特別調整額及び本府省業務調整手当を基礎に算出

- 地方機関課長：俸給の特別調整額(46,300円)
- 本府省課長補佐：地域手当(20%)及び本府省業務調整手当(39,200円)
- 本府省課長：地域手当(20%)及び俸給の特別調整額(130,300円)
- 本府省局長・事務次官：地域手当(20%)

## ⑧ 給与勧告の実施状況(行政職(一)関係)

	月例給	特別給(ボーナス)		行政職(一)職員の 平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11年	0.28%	4.95月	△ 0.30月	△ 9.6万円	△ 1.5%
平成12年	0.12%	4.75月	△ 0.20月	△ 7.0万円	△ 1.1%
平成13年	0.08%	4.70月	△ 0.05月	△ 1.6万円	△ 0.2%
平成14年	△ 2.03%	4.65月	△ 0.05月	△ 15.2万円	△ 2.3%
平成15年	△ 1.07%	4.40月	△ 0.25月	△ 16.5万円	△ 2.6%
平成16年	-	4.40月	-	-	-
平成17年	△ 0.36%	4.45月	0.05月	△ 0.4万円	△ 0.1%
平成18年	-	4.45月	-	-	-
平成19年	0.35%	4.50月	0.05月	4.2万円	0.7%
平成20年	-	4.50月	-	-	-
平成21年	△ 0.22%	4.15月	△ 0.35月	△ 15.4万円	△ 2.4%
平成22年	△ 0.19%	3.95月	△ 0.20月	△ 9.4万円	△ 1.5%
平成23年	△ 0.23%	3.95月	-	△ 1.5万円	△ 0.2%
平成24年	-	3.95月	-	-	-
平成25年	-	3.95月	-	-	-
平成26年	0.27%	4.10月	0.15月	7.9万円	1.2%
平成27年	0.36%	4.20月	0.10月	5.9万円	0.9%
平成28年	0.17%	4.30月	0.10月	5.1万円	0.8%
平成29年	0.15%	4.40月	0.10月	5.1万円	0.8%
平成30年	0.16%	4.45月	0.05月	3.1万円	0.5%
令和元年	0.09%	4.50月	0.05月	2.7万円	0.4%